

佐賀県告示第二百六十九号

海岸保全区域の指定（平成十四年佐賀県告示第百六十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年八月六日

佐賀県知事

古

川

康

有明海沿岸の表を次のように改める。

有明海沿岸

海岸名	地区海岸名	区 域
新有明漁 港海岸	新拓・新明 地区海岸	<p>基点 1 から基点 19 までを順次結んだ線及び基点 1 と基点 19 を結んだ線により囲まれた区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点 1 杵島郡白石町大字新拓 179 番地に設置された標柱 (北緯 33 度 07 分 54.2 秒、東経 130 度 10 分 12.5 秒)</p> <p>2 基点 1 から 149 度 18 分の方角へ 179.76m の地点</p> <p>3 基点 2 から 239 度 21 分の方角へ 79.60m の地点</p> <p>4 基点 3 から 149 度 18 分の方角へ 167.69m の地点</p> <p>5 基点 4 から 239 度 18 分の方角へ 166.00m の地点</p> <p>6 基点 5 から 329 度 18 分の方角へ 171.14m の地点</p> <p>7 基点 6 から 222 度 25 分の方角へ 66.18m の地点</p> <p>8 基点 7 から 312 度 25 分の方角へ 173.76m の地点</p> <p>9 基点 8 から 43 度 20 分の方角へ 58.19m の地点</p> <p>10 基点 9 から 328 度 03 分の方角へ 35.78m の地点</p> <p>11 基点 10 から 59 度 18 分の方角へ 11.58m の地点</p> <p>12 基点 11 から 144 度 14 分の方角へ 32.32m の地点</p> <p>13 基点 12 から 148 度 19 分の方角へ 89.87m の地点</p> <p>14 基点 13 から 59 度 28 分の方角へ 38.61m の地点</p> <p>15 基点 14 から 100 度 18 分の方角へ 3.59m の地点</p> <p>16 基点 15 から 59 度 13 分の方角へ 185.46m の地点</p> <p>17 基点 16 から 329 度 18 分の方角へ 124.58m の地点</p> <p>18 基点 17 から 59 度 18 分の方角へ 14.11m の地点</p> <p>19 基点 18 から 149 度 42 分の方角へ 22.36m の地点</p>